

<概要>

わが国では、1967年の第3次中東戦争を契機に石油備蓄が具体的政策として取り上げられた。1972年から民間備蓄増強計画がスタートし、1973年の第4次中東戦争を契機に、1979年度末を目標にした90日備蓄計画を策定し、1980年度末に90日の目標が達成された。

民間備蓄を補完する国家備蓄は、1978年のタンカー備蓄から始まり、1997年度末には国家備蓄基地と民間タンクにより5,000万キロリットルの目標を達成した。民間、国家合計の備蓄は2005年3月で166日分である。

<更新年月>

2006年08月

<本文>

1. 石油備蓄の必要性の高まり

わが国で最初に石油備蓄が具体的に政策として取り上げられた契機は、1967年の第3次中東戦争の際のヨーロッパへの禁輸であった。その後産油国の利権意識が高まり、1971年2月にペルシャ湾岸産油6か国と国際石油会社との間で、石油開発への事業参加等を求めるいわゆるテヘラン協定が締結された。後にOPEC（Organization of Petroleum Exporting Countries：石油輸出国機構）の原油価格値上げ攻勢が始まると、先進石油消費国における石油の安定供給に対する不安感次第に強まり、国際的に石油備蓄増強の動きが加速された。そして経済協力開発機構：OECD（Organization for Economic Co-operation and Development）は、上述の中東戦争の頃から加盟各国に対して備蓄を勧告してきたが、1971年6月には、90日の備蓄をできるだけ早く達成するように勧告した。

こうした背景の下で、わが国においては1972年度から民間60日備蓄増強計画がスタートし、1971年度末の45日備蓄から毎年度5日ずつ積み増しを行い、1974年度には60日備蓄を達成させる目標が掲げられた。

1973年10月に勃発した第4次中東戦争を端緒として引き起こされた第1次石油危機の経験を通して、備蓄の有効性が一層認識されるとともに、わが国の備蓄水準がきわめて不十分であり、その大幅な増強を図る必要性が痛感された。

1974年にはOECDの下に設置されたIEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）は、加盟各国が石油融資スキームの前提条件として90日備蓄増強計画を1980年度までに達成することを義務づけた。

2. 備蓄計画の変遷

こうした国際的な動きを背景にして、わが国政府は、総合エネルギー調査会石油部会の備蓄増強の指摘に基づき、1975年度から毎年度5日分ごとの積み増しを行い、1979年度末に90日備蓄を達成することを目標に、90日備蓄計画を策定した。90日備蓄増強計画を実施するために、石油企業に備蓄を義務付け、他方それに要する膨大な資金・コスト負担等について国の強力な助成を石油開発公団を通じて行うことを前提として、1975年12月に石油備蓄法が制定された（表1）。本法は、民間備蓄として一定量以上の石油の生産、販売、輸入の事業を営む者（備蓄義務者）に対して、合計でわが国全体の前年の石油消費量の70日から90日になるように算定される「基準備蓄量」をそれぞれに割り当て、これを常時保有することを義務付けたものである。

1977年8月、総合エネルギー調査会石油部会（現総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会）は「今後の石油政策の方向」と題する中間報告をまとめ、その中で、わが国の石油輸入依存度が欧米に比べて著しく高いことから90日を超える備蓄が必要であること、その場合、民間石油

企業に対してこれ以上の備蓄負担を課すべきではなく、国家備蓄の方向で検討すべきことを提言した。これを受けて同年12月石油部会備蓄小委員会は、原油ベースで90日分を超えて1,000万キロリットル程度の備蓄の積み増しを行うべきこと、90日以上を備蓄を民間企業に行わせることは経営的に限界があること等を指摘し、早急に法的、財源的措置を講ずるべきであるとした。

こうして、1978年11月から、石油開発公団を実施主体としてタンカーによる国家備蓄がスタートした（表2）。タンカー備蓄は1985年12月まで継続され、このための財源措置として石油税が創設された。

3. 民間備蓄の状況

90日備蓄増強計画は、当初1979年度の達成を目指していたが、第2次石油危機の影響によって1年間延期され、1980年度末に原油および製品、半製品計で90日（約5,000万キロリットル）の目標が達成された。

その後、1987年11月の総合エネルギー調査会、石油備蓄小委員会報告により、国家備蓄の増強に伴う民間備蓄の軽減の提言があり、これを受けて、1989年度以降徐々に義務量は軽減され、1998年度には70日の義務を維持することとなっている。

4. 国家備蓄の状況

国家備蓄に関して、1978年10月に総合エネルギー調査会石油部会は、長期的には3,000万キロリットルを目標とするとの提言を行った。目標量は3,000万キロリットルに引き上げられ、その上方修正は必然的に国家基地建設計画の拡大・増強に結びつくことになった。

国家基地は8社10基地（表3、図1）体制の下に建設が進められたが、最終的には4,000万キロリットルのタンク能力を有し、ここに3,000万キロリットルの原油を備蓄することを目標とした。

国家備蓄は、民間備蓄を補完するものとして1978年のタンカー備蓄から始まり、1988年度末に国家備蓄基地と民間タンクにより計3,000万キロリットルの目標を達成した（表2）。これはその時点の53日分に相当した。以後積み増しは1997年度の5,000万キロリットル（90日分）達成まで、国家備蓄基地の拡充によって続けられる。なお、このほかに石油ガスの備蓄地点の設置が図られている。

5. わが国における石油備蓄の現状

総合エネルギー調査会および石油審議会（現石油分科会）の備蓄問題に関する合同小委員会は1988年に備蓄政策の基本方針として、

(1) 国家備蓄を、クライシス用として、IEP（International Energy Plan）協定（国際エネルギー計画）に関する協定）上義務付けられている90日備蓄として位置付ける

(2) 国家備蓄は5,000万キロリットルを目標として1990年代半ばまでに達成することが望ましい

(3) 民間備蓄は90日から段階的に70日まで軽減することが適当であるとした。

1989年度において300万キロリットルの国家備蓄原油の積み増しが盛り込まれた。これに引き続き、1998年2月には目標の5,000万キロリットルを達成している。わが国における民間および国家の石油備蓄量の1965年からの推移を表4に示す。2005年3月現在のわが国の石油備蓄量は、国家備蓄については、原油5,099万キロリットルで92日分、民間備蓄については、3,899万キロリットルで74日分、合計8,998万キロリットル（製品換算）で166日分となっている。

石油備蓄法は2001年に一部改正され、備蓄制度の強化が図られた。また国家備蓄は石油公団から金属鉱業事業団に統合され、国の直轄事業とされた。

2002年における備蓄計画の審議においては、今後5年間新たな備蓄の積み増しはないが、経産省石油審議会（現総合資源エネルギー調査会石油分科会）において、供給の減少などの緊急時に市場が機能しない場合に備えて、補完措置を機動的に講ずること、平時に情報収集等の政策を展開すること、各国が協調して備蓄を放出する措置の重要性、天然ガスの供給確保と利用拡大の必要性、などが指摘されている。

<関連タイトル>

[海外石油開発プロジェクト \(01-03-02-02\)](#)

[日本の短期、中期の石油供給計画（1999～2003年度） \(01-09-03-03\)](#)

<参考文献>

- (1) 資源エネルギー庁（監修）：1999/2000年資源エネルギー年鑑、通産資料調査会（1999年1月）、p.276-285
 - (2) 資源エネルギー年鑑編集委員会（編）：2005-2006資源エネルギー年鑑、通産資料出版会（2005年4月）、p.335-411
 - (3) 日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット（編）：EDMC／エネルギー・経済統計要覧（2006年版）、省エネルギーセンター（2006年2月）、p.166
 - (4) （株）石油通信社：平成17年石油資料（2005年9月）、p.260
-

表1 石油備蓄法の概要

昭和50.12.27法律96号 昭和51.4.26から施行

1. 備蓄義務者(45社)平成8年4月1日現在
石油精製業者 生産量 10万kl/年以上 (26社)
石油販売業者 販売量 250万kl/年以上 (3社)
(精製業者に該当する者を除く)
石油輸入業者 輸入実績を有する者 (16社)
(上記2者に該当する者を除く)
2. 義務量の算定基礎(対前12箇月取扱量)
(備蓄法上は、70日備蓄～90日備蓄)
石油の生産・販売・輸入量の70日分
3. 基準備蓄量(備蓄義務量)
上記2.の各数量を基に、各備蓄義務者が算定の上、
通商産業大臣に届出。各備蓄義務者は同数量以上の石油を
常時保有する義務を負う。
注)備蓄義務者は、グループを組み共同して備蓄義務を果たすことができる。
4. 備蓄対象油種
揮発油(ガソリン, ナフサ), 灯油(ジェット燃料油を含む), 軽油, 重油, 原油
5. 義務違反
基準備蓄量保有勧告・命令
(命令違反 罰金300万円以下)
虚偽の報告等 (罰金30万円以下)
6. 備蓄取崩し
 - ・個別義務者の事由による場合
備蓄義務者から災害その他やむを得ない事由により基準備蓄量を維持できない旨の申し出があった場合、通商産業大臣は期間を定めて当該者の基準備蓄量を減少できる。
 - ・我が国全体の供給不安の場合
通商産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態等が生じた場合において、石油の安定供給に特に必要があると認めるときは、期間を定めて基準備蓄量を減少するものとする。
 - ・石油需給適正化法が発動された場合(内閣総理大臣告示)
石油備蓄は、適用除外となり、需給適正化法に基づき計画的に備蓄を取崩す。
7. 長期目標
石油備蓄目標 毎年度、当該年度以降5年間の備蓄量および建設が必要なタンクの量の見通しを告示。
石油の備蓄に関する計画 毎年度、上記目標に基づき各備蓄義務者が作成し通商産業大臣に届出。
8. LPG備蓄
昭和56年に石油備蓄法を一部改正し、輸入石油ガスについて備蓄義務を課した。
備蓄義務者 石油ガス輸入業者(20社)

表2 国家備蓄積み増し状況

(単位:万kl)

年度	積み増し量	積み増し後備蓄量	貯蔵施設別内訳		
			タンカー	民間タンク	国家備蓄基地
1978	524	524	524(20隻)		
1979	—	524	524(20隻)		
1980	200	726	726(27隻)		
1981	380	1,106	990(35隻)	116	
1982	150	1,252	784(27隻)	468	
1983	250	1,498	546(19隻)	644	308
1984	250	1,750	245(9隻)	950	555
1985	300	2,052	0	1,369	683
1986	350	2,403	—	1,466	937
1987	300	2,702	—	1,625	1,077
1988	300	3,005	—	1,584	1,421
1989	300	3,301	—	1,758	1,543
1990	—	3,302	—	1,661	1,641
1991	300	3,603	—	1,861	1,742
1992	300	3,903	—	1,807	2,096
1993	300	4,203	—	1,687	2,516
1994	300	4,501	—	1,687	2,814
1995	250	4,750	—	1,812	2,938
1996	120	4,870	—	1,587	3,283
1997	130	5,000	—	1,577	3,423

(注) 端数があるため、積み増し量と備蓄重合計の伸びが一致しない年度がある

[出典]資源エネルギー庁(監修):1999/2000資源エネルギー年鑑、通産資料調査会(1999年1月)、p.282

表3 国家石油備蓄基地の概要

基地名		容量(万kl)	用地面積	方式	着工(年月)	完成年月
むつ小川原 (青森県)		約570	約262ha	陸上	1980.11	1985.09全面完成 操業中
苫小牧東部 (北海道)		約640	約274ha	陸上	1981.10	1990.11全面完成 操業中
白 島 (福岡県)		約560	陸 域 約14ha 海 域 約60ha	洋上	1984.10	1996.08全面完成 操業中
福 井 (福井県)		約340	約152ha	陸上	1983.03	1986.07全面完成 操業中
上 五 島 (長崎県)		約440	陸 域 約26ha 海 域 約40ha	洋上	1984.10	1988.09全面完成 操業中
秋 田 (秋田県)		約450	約110ha	半地下	1983.05	1995.06全面完成 操業中
志 布 志 (鹿児島県)		約500	約196ha	陸上	1985.01 鹿児島県埋立工事	1993.12全面完成 操業中
地下 備蓄	久 慈 (岩手県)	約175	地下部分 約69ha 地上部分 約21ha	地下	1987.02	1993.09全面完成 操業中
	菊 間 (愛媛県)	約150			1988.04	1994.03全面完成 操業中
	串 木 野 (鹿児島県)	約175			1987.03	1994.05全面完成 操業中
計		約4,000				

表4 石油備蓄量の推移

(万kl、日)

年度	民間備蓄				国家備蓄		合計		1日 当りの 備蓄量
	原油	製品及び 半製品	備蓄量計 (製品換算)	日数	原油 備蓄量	日数	量 (製品換算)	日数	
1965	489	498	962	—	—	—	962	—	—
1966	502	502	979	—	—	—	979	—	—
1967	456	540	973	—	—	—	973	—	—
1968	721	791	1,476	—	—	—	1,476	—	—
1969	984	723	1,658	—	—	—	1,658	—	—
1970	1,131	1,513	2,587	50	—	—	2,587	50	51
1971	1,340	1,692	2,965	53	—	—	2,965	53	56
1972	1,672	1,714	3,302	54	—	—	3,302	54	61
1973	1,973	2,105	3,979	57	—	—	3,979	57	70
1974	2,545	2,162	4,579	67	—	—	4,579	67	68
1975	2,693	2,035	4,593	68	—	—	4,593	68	68
1976	3,203	2,070	5,113	80	—	—	5,113	80	64
1977	3,763	2,379	5,954	90	—	—	5,954	90	66
1978	3,448	2,275	5,550	81	524	8	6,047	89	69
1979	3,737	2,545	6,095	88	524	7	6,593	95	69
1980	3,944	2,548	6,295	90	754	10	7,011	101	70
1981	4,185	2,321	6,296	101	1,097	17	7,338	118	63
1982	3,393	2,196	5,419	93	1,251	20	6,607	113	59
1983	3,059	2,164	5,070	94	1,495	26	6,493	120	54
1984	3,199	2,247	5,286	97	1,750	31	6,949	128	54
1985	2,940	2,355	5,148	92	2,052	35	7,097	126	56
1986	3,089	2,001	4,935	94	2,403	44	7,218	138	52
1987	2,917	2,148	4,919	92	2,702	48	7,486	140	53
1988	2,962	2,294	5,108	94	3,005	53	7,963	147	54
1989	2,957	2,332	5,141	89	3,301	55	8,278	144	57
1990	2,886	2,399	5,141	88	3,302	54	8,278	142	58
1991	2,639	2,267	4,773	80	3,603	57	8,196	137	60
1992	2,281	2,349	4,517	77	3,903	63	8,225	140	59
1993	2,282	2,209	4,376	76	4,203	69	8,369	145	58
1994	2,216	2,435	4,540	81	4,501	76	8,816	157	56
1995	2,399	2,161	4,440	74	4,750	76	8,953	150	60
1996	2,348	2,475	4,705	79	4,870	78	9,332	156	60
1997	2,296	2,462	4,643	80	5,000	82	9,393	163	58
1998	2,236	2,267	4,390	79	5,000	85	9,141	163	56
1999	2,082	2,078	4,055	72	5,000	84	8,805	156	56
2000	2,168	2,280	4,340	78	4,990	85	9,080	163	56
2001	2,151	2,144	4,787	77	5,091	89	9,623	166	58
2002	2,264	1,966	4,116	78	5,098	91	8,959	169	53
2003	2,279	1,923	4,087	74	5,098	88	8,930	163	55
2004	2,126	1,879	3,899	74	5,099	92	8,743	166	53

出所：石油通信社「石油30年の歩み」、経済産業省「資源・エネルギー統計年報」、石油通信社「石油資料」

注：各年度とも3月末の数量。製品ベースの備蓄量は原油については0.95を乗じて換算。

【出典】日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット(編)：EDMC／エネルギー・経済統計要覧(2006年版)、省エネルギーセンター(2006年2月)、p.166

国家備蓄
5,100万kl体制

国家備蓄基地 計:3,428万kl

民間借上タンク 計:1,671万kl

2004年12月末時点

部分が国備基地

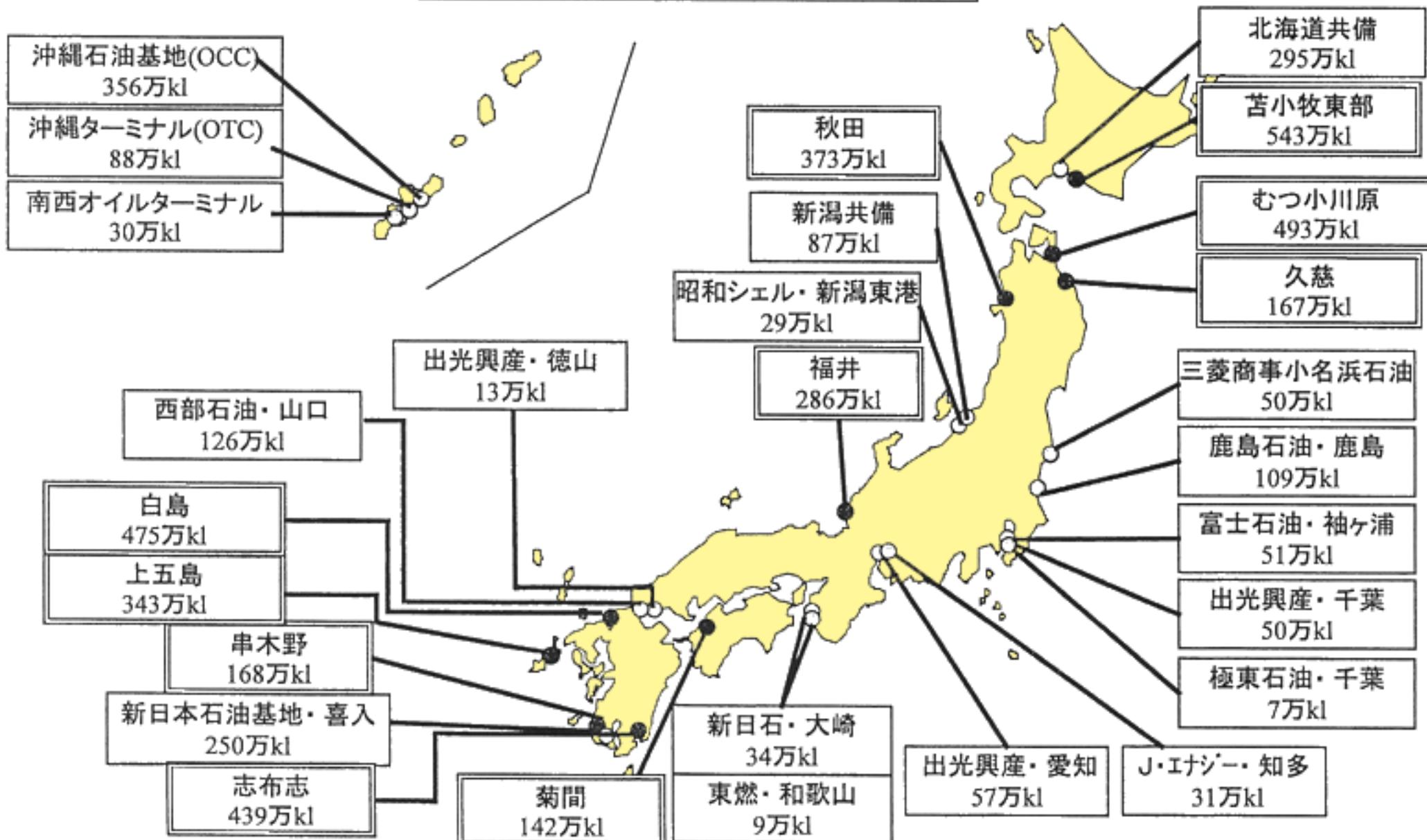


図1 国家石油備蓄の備蓄地点

[出典](株)石油通信社:平成17年石油資料(2005年9月)、p.260